

議 事 録

会 議 名	令和6年 第10回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和6年10月25日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：3番 市川 幹雄 4番 五島 修一 5番 福岡 喜輝 6番 三澤 伸喜 7番 相田 孝 計6名		
欠席委員	1番 大久保泰明 2番 金子イツ子		
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 主幹：吉田慎也 主査：広田智之 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請書について 日程 第2 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第3 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第5 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 日程 第6 農地造成工事施行承認願について 日程 第7 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の合意解約について 日程 第8 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第9 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和6年第10回定例総会を開会いたします。欠席委員は、1番と2番2名です。出席委員は8名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、7番と8番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号49号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号49号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり一之宮地区の市街化調整区域内農地3筆です。譲受人は、主に畜産業を営んでいる農地所有適格法人です。トラクターやダンプ、トラック、コンバイン等を所有しており、代表ほか11名で、畜産用の飼料米などを作付しています。主に作業、管理を行う子会社である(有)大共商事から当該地までの通作距離は約1.6kmで、車で約4分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間150日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。 会 長：続いて、地区担当農業委員である私8番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明いたします。 10月17日事務局職員と現地調査を行いました。譲受人は農地所有適格法人であり実績もあります。また、厚木市内で畜産業を営んでいます。子会社が寒川町に存在し飼料用の米を生産するとのことです。子会社から		

の通作距離も適当であり、要件も満たしているので問題ないと思います。

会 長：以上でございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号４９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号４９号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号５０号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号５０号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある市街化調整区域内農地１筆で、転用事業の内容は貸駐車場です。現在当該地の東側隣地を車置き場として使っている自動車販売業を行っている近隣を拠点とした企業から、当該地を農地転用することで一体として利用したいと要望があり、申請者が申請地を自ら転用するものです。申請者は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかなです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第２種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。

会 長：続いて、担当地区農業委員である４番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

４ 番：事務局職員と現地調査を行いました。申請地は市街化区域から近い畑で道路から２０ｃｍの高さがあります。周囲は駐車場で農地への影響はありません。道路への土の流出を防ぐために南側に傾斜させる予定ですので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号５０号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号５０号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第３、農地法第５条の規定による許可申請について、議案番号５１号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号５１号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり一之宮地区にある市街化調整区域内農地２筆で、転用事業の内容は、資材置場及び駐車場です。工作機械の輸出等を行っている事業者が適地を探していたところ、面積、前面道路の広さなどの面で希望要件に最適な当該地について、譲渡人との間で所有権移転の合意があり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実

施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第2種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということでありますが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。

会 長：続いて、担当地区農業委員である私8番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

会 長：事務局職員と現地調査を行いました。申請地は市街化区域から近い畑で他の農地に影響はありません。

会 長：以上でございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号51号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に議案番号52号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号52号を朗読）

（説明）当該地は倉見地区にある農用地域内の農地2筆で、現況は畑です。期間については5年間で、借り手は近隣で実績があり、トラクターやハンマーナイクなどを保有しております。

会 長：続いて、担当地区農業委員である4番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：事務局職員と現地調査を行いました。現況は畑で利用状況調査時は管理されているが作付けされていない状態だった。借りては小谷でも農地を借りていて実績もあるので耕作可能と思われます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号52号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて議案番号53号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号53号を朗読）

（説明）当該地は倉見地区にある農用地域内の農地2筆で、現況は畑です。期間については5年間で、借り手は近隣で実績があり、トラクターやハンマーナイクなどを保有しております。

会 長：続いて、担当地区農業委員である4番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：事務局職員と現地調査を行いました。借りては議案番号52号と同じでちゃんと利用されると思われます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号５３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号５３号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に、日程第５、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号５４号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号５４号を朗読）

（説明）当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の２番と事務局員で８筆の特例農地の利用状況確認を行いました。しっかり耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の２番が欠席のため代わりに５番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

５ 番：２番から現地調査の結果を聞いておりますが、対象農地８筆をしっかり耕作されていたとのことです。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号５４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号５４号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。続いて、議案番号５５号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号５５号を朗読）

（説明）当案件につきましても、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の金子委員と事務局員で９筆の特例農地の利用状況確認を行いました。しっかり耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の２番がご欠席のため、代わりに５番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

５ 番：議案番号５４号と同じで、対象農地をしっかり耕作されていました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号５５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号５５号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。次に、日程第６、農地造成工事承認願について、議案番号５６号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号５６号を朗読）

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農用地区域内農地 1 筆で、現況は田です。盛土高は田面から 6 0 c m とし、畑として利用する計画です。西側道路面は道路面から + 1 0 センチとなるため、ブロックを 1 段積みして道路に排水が出ないようにします。また、東側の畑や南側の道路との境界は 5 0 c m 離れた 4 5 度以下の法面にし、土の流出を防ぎます。畑に転換後は、温室にてトマトを作付けする予定です。

会 長：続いて、地区担当農業委員である 4 番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

4 番：事務局と現地調査に行ってきました。申請地は市街化区域に近く他の農地影響はありません。水稻を収穫しこれから埋め立てる状況です。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 5 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 5 6 号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。次に、日程第 7、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の合意解約について、報告番号 1 0 9 号について事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号 1 0 9 号を朗読)

(説明) 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定がされていた農地について、借り手と貸し手、両者合意のもと利用権を解約する旨の通知が提出されました。当該農地 2 筆は議案番号 5 3 号により利用権設定される予定となっており、そのために必要な手続きでございます。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。次に、日程第 8、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告番号 1 1 0 号から 1 1 1 号の 2 件、日程第 9、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告番号 1 1 2 号から 1 2 0 号の 9 件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局：農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出については、議案書のとおり 2 件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については、議案書のとおり 9 件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

会 長：では、以上をもって、令和 6 年第 1 0 回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。

資 料	1. 令和6年第10回定例総会議案及び位置図
-----	------------------------

議事録署名人 相田 孝 議事録署名人 中村 基寛

本議事録は、令和6年11月25日、承認・署名を得て確定しました。